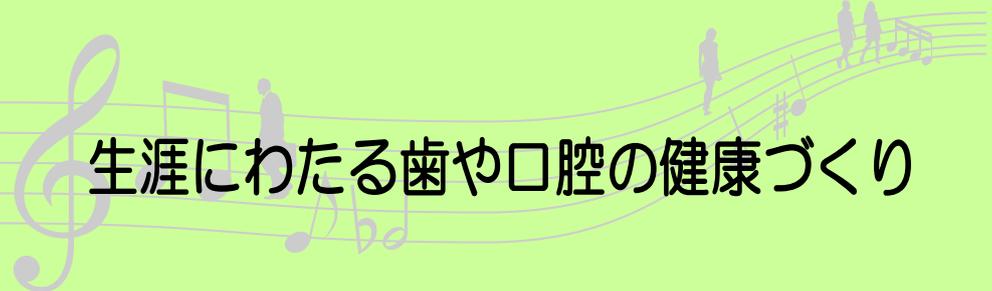

三島市歯科保健計画

(案)



生涯にわたる歯や口腔の健康づくり

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	三島市の歯科保健に関する現状と課題	
1	歯科保健に関する現状	3
2	医療に関する現状	13
3	アンケート調査からの現状	17
4	三島市歯科保健に関する課題	25
第3章	基本方針	
1	計画の基本理念	27
2	計画の基本目標及び歯科目標	27
3	施策の体系	30
第4章	重点プロジェクト	
1	歯や口腔の健康づくりによる食育の推進	31
2	市民全体で取り組む 「いつでもどこでも、食べたら歯みがき」の普及	32
第5章	目標に向けて	
1	対象別対策の推進	33
(1)	胎児期・妊娠期	33
(2)	乳幼児期	35
(3)	学齢期	37
(4)	青年期・壮年期	39
(5)	高齢期	41
(6)	障がい者・要援護高齢者	43
2	目標値	45
第6章	計画推進と評価	
1	計画の推進体制	47
2	計画の評価	48

INDEX

資料編

1	計画策定委員名簿	49
(1)	三島市健康づくり推進協議会	49
(2)	三島市歯科保健推進会議	50
(3)	歯科保健計画策定庁内検討委員会	51
(4)	歯科保健計画ワーキンググループ（歯科医師会部会）	51
(5)	歯科保健計画ワーキンググループ（庁内部会）	51
2	策定経過	52

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

歯や口の機能は、全身の健康を維持増進する上で重要な役割を果たしており、その機能を生涯維持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療することが大変重要です。

厚生労働省は、平成元年から、生涯自分の歯で食べるために、80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことをスローガンに「8020（ハチマルニイマル）運動」を展開しました。さらに、平成12年には、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をめざし、健康寿命の延伸や生活の質の向上等を柱とした、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）を推進し、この中で、歯の健康について「単に食物を咀嚼するという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるもの」として位置づけています。

また、口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割であること、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持にきわめて有効であることから、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進する「歯科口腔保健の推進に関する法律」が平成23年8月に施行されました。

静岡県では、平成21年12月に施行された「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」において、生涯にわたる県民の歯や口の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯や口の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとして、平成23年度に「静岡県歯科保健計画」を策定しました。この計画では、県の責務や市町との連携協力のほか、県民や保健・医療・福祉・教育等に関係する者の役割等が示されており、8020運動の推進とともに、県民の生涯にわたる歯や口の健康づくりの基本施策を総合的かつ効果的に推進することがうたわれています。

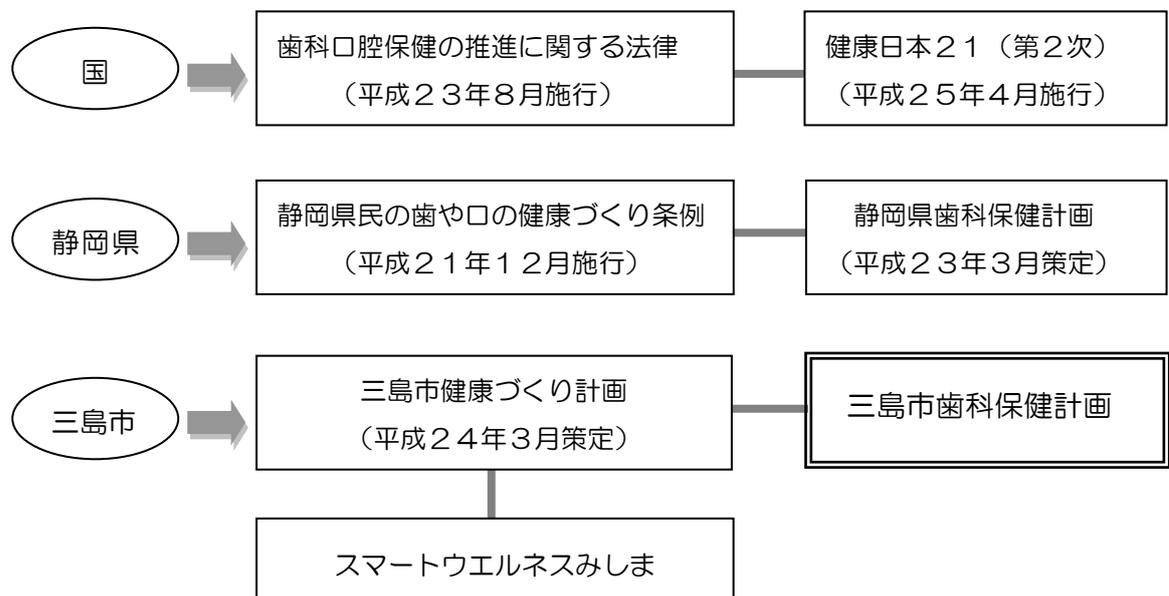
本市においては、平成23年度に「健康みしま21」の見直しを行い、新たな健康増進計画である「三島市健康づくり計画」を策定し、その中で「歯と口の健康」を健康分野のひとつとし、むし歯・歯周病予防を効果的に推進することで、生涯にわたる口腔の健康増進を図り、いつまでも生き生きとした人生を送ることをめざしています。

そこで、本市では、そのアクションプランとして、あらゆる分野に健康の視点を取り入れる「スマートウェルネスシティみしま」による“健幸”都市づくりの考えのもと、市民の視点での歯や口腔の健康づくりを推進してため、「三島市歯科保健計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

国の「健康日本21」に盛り込まれた「歯の健康」について、その地方計画である「静岡県歯科保健計画」に沿った三島市の歯科保健の総合的・体系的な計画となるものです。

「三島市健康づくり計画」の領域の1つである「歯と口の健康」について、具体的なアクションプランとしての歯科保健分野を推進するための実施計画であり、三島市における関連計画との整合を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成25年度（2013年）から平成28年度（2016年）までの4年間とします。

なお、本計画策定後の社会的状況の変化などに伴い、本計画の改定等の必要が生じた場合には、適宜改定を行うものとします。

